

企業繁栄のアドバイザー

未来税務会計ニュース

10月1日より消費税対策として  
会計処理の明確化をお願いします

(1)9月分は8%、10月1日からは10%、10月からお支払になるものについて、伝票作成の時に8%である旨10%である旨、逆に10月支払分は9月末までの分であるから8%、リース料は8%分なのか10%分なのかその都度伝票や領収書に記入して下さい。

(2)今年度(令和元年度分)の確定申告は1/1~9/30と10/1~12/31と会計処理に非常に手間がかかりますので日頃から区別して下さい。しないと、不利益を受けることになりますよ。

(3)注意する損益(P/L)勘定は、接待交際費、会議飲食費、リース料、保守料、雑収入etc. そして決算日は特に期ずれに注意して下さい。

(4)会計処理につきましても出来る限り、税抜処理をお願いします。そうしますと、税込処理と違い純粋に売上が増減していることが明確に分かるからです。税込処理でしていると、売上が伸びたように見えますが違います。課税事業者5,000万円以上の方は、特にお願いします。職員にも、その旨指導するように指示していますのでご協力の程宜しくお願い申し上げます。

資金繰り対策はお早めにご相談下さい

農業関係でトマト・ミニトマトの方々は売上価格が下がっており、経費の増加で利益が計上されず資金繰りが悪化しておられます。必ず担当者や私西田にご相談下さい。年末資金等対策として、日本政策金融公庫により当事務所での融資検討会を11月下旬に計画していますので、早めの申し込みをお願いします。

日時：令和元年11月25日(月)  
AM10:00~PM4:00 (受付9:30より)  
場所：未来税務会計事務所3F会議室  
申込受付期間：令和元年10月31日まで  
担当：日本政策金融公庫 担当係



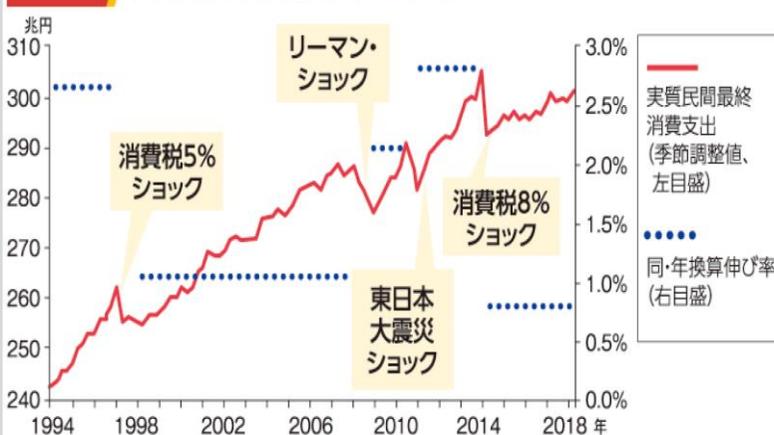
※お願い 申込者が少ない場合(5名以下の場合)中止とさせていただきます。また、担当者が申込み前に事前に打ち合わせさせていただきますので宜しくお願い申し上げます。 ※詳しくは別紙にて

今日より増税、想定される経済環境の変化

【1】景気悪化

消費税が増税されると消費者の負担が増え、購買欲が低減します。購買欲が失せると個人消費の支出、特に低所得者の消費支出が大幅に減少する傾向にあります。国民の消費が減るとお金が回らなくなり、景気が悪化してしまいます。実際に、8%に増税したあと消費の減少に伴う景気の悪化によって、10%への増税が延期されています。

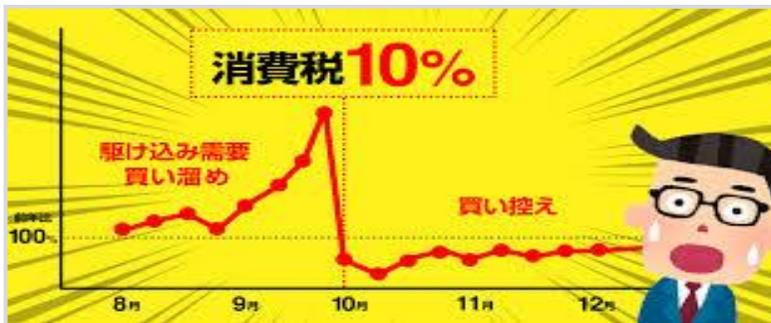
グラフ1 実質民間最終消費支出の推移



※内閣府統計より作成。  
※年換算伸び率は、ショックによる落ち込みが底打ちした四半期から、次のショックが起きた直前の四半期までの実質民間最終消費支出の伸び率を年換算したもの。  
(消費税5%ショックの前については、現基準での統計が開始されている1994年1-3月期から増税直前の1997年1-3月期までの伸び率を年換算している)

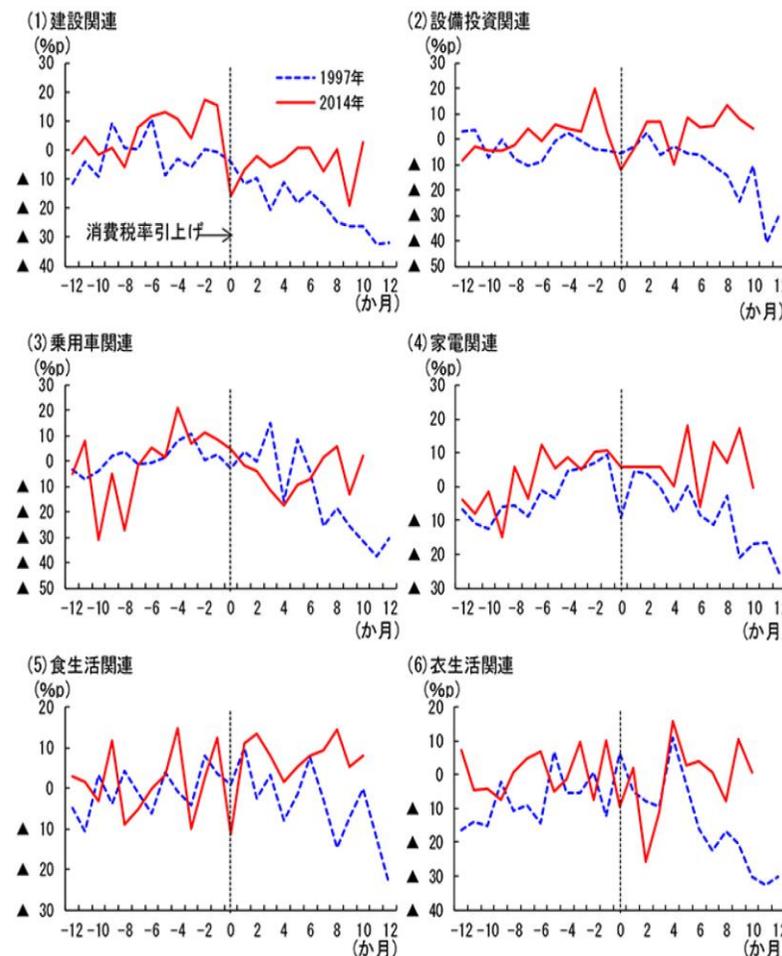
【2】駆け込み需要の反動

消費税増税を目前に控えた時期には、税率が低いうちに物を購入しようとする「駆け込み需要」が生じます。一時的に景気が上向きますが、増税後には反動で物が売れなくなるため、景気が落ちこみやすくなってしまいます。



消費税率引上げ前後の中小企業・小規模事業者の売上DIの推移

第1-2-3①図 消費税率引上げ前後の中小企業・小規模事業者の売上DIの推移(中小企業)



資料：日本政策金融公庫総合研究所「中小企業景況調査」

経営者のための経営学

社長が決算書を見ることが出来ないでは済まされません。そこで、経営者のための経営学を3回シリーズで以下の通り行いますので、皆様のご参加、心よりお待ちしております。 ※詳しくは別紙にて

- 第1回 10月29日(火) PM6:00~9:00 決算書の読みこなし術
  - 第2回 11月6日(水) " 我々の経営分析とその対策
  - 第3回 11月14日(木) " 来期の経営計画の作り方
- ※単科でのお申込みも受け付けております。この機会に是非ご参加下さいませ。

**プレミアム付商品券が発行されます！**

消費税等の引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地方における消費を喚起・下支えするため、飲食・小売・サービスの店舗において使用できるプレミアム付商品券が販売されます。

プレミアム付商品券は自治体ごとの取扱いとなるため、例えば熊本市の商品券を他市町村で使用することはできません。

詳しくは自治体のHP又は担当者までお問い合わせください。

【熊本市プレミアム付商品券の場合】

項目	内容
販売価額	1冊4,000円 →500円分の商品券10枚が入っているため、1,000円お得に購入することができます。
購入対象者	①2019年度住民税非課税者（平成31年1月1日で住民税非課税の方） ②平成28年4月2日から令和元年9月30日までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主
購入限度	①1人あたり5冊 ②5冊×子どもの数
販売方法	①「商品券購入引換券交付申請書」が届く → <b>申請書の提出</b> → 審査 → 「商品券購入引換券」が届く → 引換所での購入 ②「商品券購入引換券」が届く → 引換所での購入
引換期間	令和元年10月1日(火)～令和2年2月29日(土)
利用期間	令和元年10月1日(火)～令和2年3月31日(火)
使用可能店舗	熊本市内にある小売・飲食・サービス等を提供する店舗
使用対象品目	・物品販売又は役務手恭などの取引 ・医療費、調剤薬、介護保険等の保険適用に係る一部負担金の支払

《注意点》

- 購入対象者の①には住民税課税対象者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等は含まれません。
- 購入の上限金額は①・②共に購入引換券1枚につき、5冊20,000円分までです。
- 「商品券購入引換券交付申請書」の申請期限は11月30日までとなっておりますのでご注意ください！**
- 使用可能店舗には「熊本市プレミアム付商品券参加店舗ステッカー」が掲示されます。  
また、パンフレットやHP等にも掲載予定となります。
- 引換券は再発行不可のため紛失にご注意ください。  
また、商品券を紛失されても新券との交換は不可となっております。
- 払い戻しはされませんのでご注意ください。

**消費税率変更のお知らせ**

皆様ご承知の通り、令和元年10月1日より消費税率が8%から10%へと変更されます。それに伴い、弊社とお客様との間の顧問料・決算料等に掛かる消費税率を変更させていただきたく何卒ご了承いただきますようお願い申し上げます。

なお、今後とも変わらぬご愛顧のほど宜しくお願い申し上げます。

**毎週水曜日無料相談会を開催します！**

当事務所では、相続・事業承継に関する様々な疑問にお答えするために、個別相談会を開催致します。

日 時：令和元年10月16日(水)  
10:00～16:00の中での1時間

※上記の時間帯は先着順での受付となるため、ご希望の時間帯に沿えない場合がございます。予めご了承ください。※詳しくは別紙にて

※上記日程以降も毎月個別相談会を開催予定としております。また、電話相談は正確なアドバイスができませんので、一切行っておりません。この機会に是非ご参加下さいませ。

毎週水曜日は無料相談日



相続 贈与 開業 支援 経営

096-368-2030

**ソリマチ会計王・給料王 なんでも無料相談会**

当事務所お客様限定にて、ソリマチ製品をご検討中の方にご使用中の疑問等、なんでも“無料”かつ“個別対応”でお答えします。



日時：令和元年10月19日(土)  
場所：未来税務会計事務所3階会議室  
時間：①10:00～11:00 ②14:00～15:00

**メールでの申込となりますのでご注意ください！！**

申込先：mirai2030-ide@memoad.jp 担当：出(イデ)



チラシ配布希望者は担当者まで♪

企業シリーズ270



**中田果樹園**



今回ご紹介させて頂く関与先様は、宇城市三角町で50年以上に渡りレモンや不知火などの柑橘栽培をされている中田果樹園様です。化学農薬や化学肥料を半分以下に減らした栽培に取り組まれており、皆様の元へ届くころには果皮に残留農薬が残っておらず、安心・安全です。柑橘系はこれからが旬となりますので、ぜひ一度ご賞味くださいませ！



【不知火】

不知火とは、熊本県の不知火町が発祥の柑橘です。ポンカンと清見オレンジを掛け合わせた品種で、手でむくとオレンジの香りが広がり、粒が大きくとてもジューシーです。

【リスボンレモン】

一般的に販売されている品種で、酸味が強く、皮に苦味があることが特徴です。国産レモンは、ただ酸味が強く刺激的な輸入品とは一線を画す美味しさがあります。



【グラントレモン】

レモンとオレンジが自然交雑した品種で酸味や苦味がおだやかでレモンの香りの中にオレンジの香りが漂うことが特徴です。

問い合わせ先

TEL/FAX 0964-54-137